

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十七号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表の一第十四号中「
八百二十円」を「一台一日につき
一万六百元」に改め、同号を同表の一第十三号とし、同表の一第十五号中「
八百二十円」を「一台一時間につき
八百二十円」に改め、同号を同表の一第十四号とし、同表の一第十六号中「
八百二十円」を「一台一日につき
四千四百円」に改め、同号を同表の一第十五号とし、同表の一第十七号中「
八百二十円」を「一台一時間につき
八百二十円」に改め、同号を同表の一第十六号とし、同表の一第十七号中「
八百二十円」を「一台一時間につき
八百二十円」に改め、同号を同表の一第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表の一第二十八号中「
千三百三十円」を「一台一日につき
六千二百円」に改め、同号を同表の一第二十七号とし、同表の一第二十九号中「千三百三十円」を「六千七百円」に改め、同号を同表の一第二十八号とし、同表の一第三十号中「千二百三十円」を「四千五百円」に改め、同号を同表の一第二十九号とし、同表の一第三十号中「
千二十円」を「一台一時間につき
千二十円」に改め、同号を同表の一第三十号とし、同表の一第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げ、第四十九号を削り、第五十号を第四十八号とし、第五十一号から第五十五号までを二号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号を第五十四号とし、第五十八号を削り、第五十九号を第五十五号とし、第六十号から第六十三号までを四号ずつ繰り上げ、同表の一第六十四号中「
千三百三十円」を「一台一日につき
四千七百円」に改め、同号を同表の一第六十号とし、同表の一第六十五号中「
千三百三十円」を「一台一時間につき
千三百三十円」に改め、同号を同表の一第六十一号とし、同表の一中第六十六号を第六十二号とし、第六十七号から第七十四号までを四号ずつ繰り上げ、同表の一第七十五号中「

千四百四十円」を「一台一日につき 五千七百円」に改め、同号を同表の一第七十一号とし、同表の一第七十六号中「」

二千九百八十円」に改め、同号を同表の一第七十二号とし、同表の一第七十七号を第七十三号とし、第七十八号から第八十一号までを四号ずつ繰り上げ、同表の一第八十二号中「」 千百三十円」を「一台一日につき

四千四百円」に改め、同号を同表の一第七十八号とし、同表の一第八十三号中「」 千二十円」を「一台一日につき 千二十円」に改め、同号

を同表の一第七十九号とし、同表の一第八十四号を第八十号とし、第八十五号から第九十七号までを四号ずつ繰り上げ、第九十八号を削り、第九十九号を第九十四号とし、第百号を第九十五号とし、第百一号を第九十六号とし、同表の一第百二号中「自記分光光度計」を「分光光度計」に改め、同号を同表の一第九十七号とし、同表の一第百三号を第九十八号とし、第百四号から第百八号までを五号ずつ繰り上げ、同表の一第百九号中「」 二千百六十円」を「一台一日につき 一万二千二百円」に

改め、同号を同表の一第百四号とし、同表の一第百十号中「」 千三百三十円」を「一台一日につき 千三百三十円」に改め、同号を同表の一第百五号とし、同表の一第百十一号を第百六号とし、第百十二号から第百十六号までを五号ずつ繰り上げ、同表の一第百十七号中「」 千三百三十円」を「一台一日に

つき 五千円」に改め、同号を同表の一第百十二号とし、同表の一第百十八号中「」 千五百四十円」を「一台一日につき 千五百四十円」に改め、同号を同表の一第百十三号とし、同表の一第百十九号中「中圧液体クロマトグラフ」を「高速液体クロマトグラフ」に改め、同号を同表の一第百十四号とし、同表の一第百二十号を第百十五号とし、第百二十一号を第百十六号とし、第百二十二号を第百十七号とし、同表の一第百二十三号中「コントレーザー」を「コントレーサー」に改め、同号を同表の一第百十八号とし、同表の一第百二十四号を第百十九号とし、第百二十五号から第百二十七号までを五号ずつ繰り上げ、同表の一第百二十八号中「三千六百元」を「四千円」に改め、同号を同表の一第百二十三号とし、同表の一第百二十九号を第百二十四号とし、第百三十号から第百四十二号までを五号ずつ繰り上げ、第百四十三号を削り、第百四十四号を第百三十八号とし、第百四十五号から第百七十三号までを六号ずつ繰り上げ、同表の一第百七十四号中「」 三千六百元」を「一台一日につき 二万千八百円」に改め、同号を同表の一第百六十八号とし、同表の

一 第七十五号中「」 二千四百六十円」を「一台一時間につき 二千四百六十円」に改め、同号を同表の一第百六十九号とし、同表の一第百七十六号を第七十号とし、第七十七号から第八十九号までを六号ずつ繰り上げ、第八十三号の次に次の四号を加える。

184	窒素分析装置	〃	千九百円
185	レーザードップラー振動計	〃	千八百円
186	イオンミリング装置	〃	二千百円
187	スマートサーモアナリシシステム	〃	千六百円

別表の一第百九十号を第八十八号とする。

別表の二第十九号中「八百二十円」を「九百二十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。